

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第18号

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

第2条本文中「者」の右に「その他市長が特に必要と認める者」を加える。

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に、「又は生活保護法」を「生活保護法」に、「書類を」を「書類その他減免を受けようとする事情を証明する書類を」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則第2条本文に規定する市長が特に必要と認める者に対して幼稚園の保育料又は入園料を減免する場合の経過措置は、教育長が定める。

(教育委員会事務局総務部調査課)